

平成 30 年 6 月 29 日

治山林道課長

平成 30 年 7 月高知県森林整備保全事業に係る積算基準の改正について（通知）

このことについて、林野庁において、平成 30 年 4 月に森林整備保全事業標準歩掛等が一部改正されました。つきましては、本県の森林整備保全事業に係る積算基準についても、下記のとおり改正内容の一部を適用することとしましたので通知します。

記

1. 適用する改正通知一覧

- ・森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）
- ・森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）
- ・森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）
- ・森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）
- ・森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）
- ・森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 30 年 3 月 29 日付け一部改正）

※改正通知の詳細については林野庁 HP をご確認ください。

2. 他留意点

- ・森林整備保全事業設計積算要領の改正のうち、交通誘導員の計上方法に関する改正（第 6-1-(1)-オ その他費用内）については適用しない。

3. 適用年月日

平成 30 年 7 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用とする。